

水道料金（基本料金）の減免について



新富町では、コロナ禍における原油価格や物価高騰の影響を踏まえ、町民のみなさまの経済的な負担を軽減するため、水道料金の基本料金を減免します。

減免対象

すべての一般家庭・事業所（公共施設分を除く）

※ただし、西都市上下水道課と水道を契約している方は減免対象外ですが、支援給付金を支給します。

減免対象料金

水道料金のうち基本料金の全額を減免

- ◆使用水量に応じて負担いただく超過料金は減免対象外です。
- ◆水道メーターの口径に応じて減免額は異なります。（※基本料金が異なるため）
- ◆納入通知書でお支払いの場合は、基本料金分を差し引いた金額で請求します。
- ◆口座振替でお支払いの場合は、口座振替時に基本料金分を差し引いて引き落とします。

減免期間

令和4年11月、12月使用分（令和5年1月請求分）、令和5年1月、2月使用分（令和5年3月請求分）の4か月分

手続き

手続きは不要です

問合せ先

- ①新富町内で下記②を除く地域【新富町役場水道課】☎ 33-6046
- ②上新田全域（春日地区を除く）、平伊倉地区、上日置地区、追分地区
【一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団】☎ 35-1381

水道料等緊急経済対策支援給付金支給のご案内

新富町では、コロナ禍における原油価格や物価高騰の影響を踏まえ、町民のみなさまの経済的な負担を軽減するため、町及び水道企業団の水道を使用していない世帯に対し、水道料金の基本料金4か月分に相当する額を支援給付金として支給します。

支給対象

- ◎西都市上下水道課と水道を契約している世帯の世帯主（瀬口・柳瀬地区の方）
 - ◎家庭での生活用水として井戸水等を使用している世帯の世帯主（水道を契約していない世帯）
- ※令和4年11月1日時点で新富町の住民基本台帳に登録があり、申請時にも引き続き登録がある世帯主
※同一住所地で複数の世帯がある場合には、いずれかの世帯主の代表者のみに支給します。

給付額

1世帯あたり 5,800円

申請方法

- ◆瀬口・柳瀬地区の方
住民基本台帳の登録を基に申請書を郵送しますので、申請書に添付書類を添えて、同封の返信用封筒にてご返送ください。（11月下旬発送予定）
- ◆水道を契約していない世帯の世帯主
申請書を町のホームページよりダウンロード、または役場総合政策課窓口に設置している申請書をご記入の上、添付書類を添えてご提出ください。

添付書類

- ◆本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等のいずれかの写し）
- ◆振込先口座の確認書類
（金融機関名、口座番号、口座名義人が確認できる通帳やキャッシュカード等のいずれかの写し）

申請受付期間

- 令和4年11月28日(月)～令和5年2月28日(火)の開庁日（※土日祝日を除く）
- ◆受付時間：8:30～17:15
 - ◆受付窓口：役場総合政策課（庁舎2階）☎ 33-6012